

訪問介護基本報酬の引き下げを撤回し、介護保険料・利用料の軽減と、
基本報酬の抜本的な引き上げを求める意見書

2024年4月から施行する介護報酬の改定で訪問介護事業所に支払われる基本報酬の引き下げが打ち出されました。

訪問介護の基本報酬が引き下げられ、訪問介護事業者が苦境に陥った事に関係者から不安の声が上がっています。要介護の高齢者が自宅で暮らしていくために、訪問介護は欠かせないサービスです。ホームヘルパーが身体介護や食事作りなどの生活援助を担い、在宅での生活を支えています。

政府は、小規模・零細の訪問介護事業の厳しい経営状況を見做して、3年に1度の介護報酬の改定で4月から訪問介護の基本報酬を2～3%引き下げました。

人件費比率が72.2%の訪問介護で基本報酬を引き下げれば、単独小規模事業所の経営は悪化し、ホームヘルパー不足に拍車をかけ、訪問介護事業者の閉鎖・倒産・廃業を加速させることになりかねません。

在宅介護の命綱である地域に根ざした単独型の訪問介護が減っていけば、1人暮らしや、老々世帯はたちまち苦境に立たされます。

訪問介護基本報酬の引き下げを撤回し、介護保険料・利用料の軽減と、基本報酬の抜本的な引き上げをすることがいま求められることです。

「可能な限り最後まで住み慣れた地域で」を謳った、国が進める地域包括ケアシステムは、有名無実になってしまいます。

よって、地方自治法第99条の規定により、下記事項について意見書を提出します。

- 1、訪問介護基本報酬の引き下げを撤回し、介護保険料・利用料の軽減と、基本報酬の抜本的な引き上げをすること

令和6年6月14日

福島県河沼郡会津坂下町議会議員 赤城大地

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長 宛
厚生労働大臣
財務大臣